

平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を申請される方、  
もしくは取得された方で、教育職員免許状の申請に

必要な単位や資格を得てから 10年以上経過されている方へ

■平成21年4月1日から教育職員免許状の制度が変わり、平成21年4月1日以降に初めて申請される方の教育職員免許状に、所要資格（申請に必要な単位や学位、保健師免許証、教員資格認定試験に合格など）を得てから10年の有効期間が付されるようになりました。

■所要資格を得てから10年を経過した方は、大学等で実施される免許状更新講習※を30時間以上受講・修了（裏面を参照）してからでないと教育職員免許状の申請ができなくなりました。

■教育職員免許状の申請には、免許状更新講習の修了証明書が必要になります。（免許状更新講習終了後の手続は、申請時にお住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。）

※ 免許状更新講習を受講できる方

教員としての採用内定のある方（講師・臨時的任用・期限付任用を含む。）

教員としての勤務予定のない方（教員の補助者として勤務する方、塾に勤務する予定の方等を含む）は受講対象者となりません。



教員免許更新制についての詳しい情報はホームページで御確認ください。

■制度について

⇒文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>

■手続について

⇒東京都教育委員ホームページ <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/index.html>

【問い合わせ先】教育庁人事部選考課免許担当

電話：03-5320-6788

ファクス：03-5388-1729

## 免許状更新講習について

### 1 免許状更新講習を実施している機関

文部科学省のホームページに免許状更新講習を実施している機関の一覧が掲載されています。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm)

○受講の申し込み方法は、免許状更新講習を実施している機関にお問い合わせください。

○免許状更新講習は、出身大学や教職課程を履修した大学以外で受講することや、在住する都道府県以外にある大学で受講することも可能です。

### 2 免許状更新講習の30時間の内訳

免許状更新講習は次の内訳を満たすことが必要です。

①「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（必修領域）」…12時間以上

②「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（選択領域）」…18時間以上  
⇒この選択領域については、授与を受けようとする免許状の種類（教諭・養護教諭・栄養教諭）に応じた講習を受講する必要があります。

